

**99MHz を超え 108MHz 以下の周波数を使用する
特定基地局の開設計画に係る認定申請マニュアル**

平成25年12月

総務省情報流通行政局

【目次】

第1編 申請要領.....	2
1. 申請受付期間.....	2
2. 申請受付場所及びお問合せ先.....	2
3. 申請に当たっての留意事項.....	2
第2編 記載上の注意.....	5
1. 共通事項.....	5
2. 法令上の記載事項.....	6
(1) 無線局免許手続規則別表第五号の六に係る事項.....	6
(2) 無線局免許手続規則別表第五号の七に係る事項.....	8
(3) 開設指針別表第一に係る事項.....	20
3. 補足説明書.....	31
第3編 関係法令集.....	32

第1編 申請要領

1. 申請受付期間

平成25年12月25日(水)8時30分から平成26年2月3日(月)17時15分まで【厳守】

※1 上記期間外の申請については理由の如何を問わず一律に受付を拒否することとなりますので、ご注意ください。

※2 郵送による場合には、下記2. ①に示す申請受付場所に送付してください(上記期間内必着でお願いします)。

2. 申請受付場所及びお問合せ先

① 申請受付場所

申請書類は、最寄りの総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ、正本1部及び副本1部を提出してください。総合通信局及び沖縄総合通信事務所の住所及び連絡先はP4のとおりです。

② お問合せ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報流通行政局地上放送課

電子メール v-low@ml.soumu.go.jp ※

電話 03-5253-5793、FAX 03-5253-5794

※スパムメール防止のため@を全角表記にしています。送信の際には、恐れ入りますが半角に修正の上、お送りいただけますようお願いいたします。

3. 申請に当たっての留意事項

(1) 記載方法等に関する留意事項

① 申請書類の作成に当たっては、本マニュアルにある注意事項等をよく読んで記載してください。申請書類の記載方法等について個別のお問合せをいただいた場合であっても、本マニュアルその他公表されている資料に記載されている内容以外の内容については基本的にお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。

② 仮に、申請受付期間中に、申請希望者の皆様に対し公平にお知らせすべき追加の情報が発生した場合には、必要に応じて総務省「電波利用ホームページ」の「情報流通行政局地上放送課からのお知らせ」に掲載しますので、適宜お役立てください。

(参考)<http://www.tele.soumu.go.jp/>

- ③ 申請受付期間終了後の申請内容の変更は原則として認められませんので、あらかじめご承知おきください。ただし、審査に当たって、記載内容を正確に把握すること等を目的として、総務省から口頭ヒアリングや、書面による質問・回答を任意でお願いすることがあります。その場合であっても、申請後に進捗のあった内容を反映したり、申請時に抽象的に記載していた内容をより具体的に説明するといった形での追加情報をいただいたとしても、基本的に審査において考慮することはできませんので、あらかじめご承知おきください。
- ④ 申請書類については、申請者の希望に応じて、その提出前に形式（申請書類の様式、添付すべき資料等）についての相談を受け付けます。ご相談いただく際は、申請書類の具体的な記載案（一部未記載の内容があっても可）をご用意いただいた上で、2. ②のお問合せ先までご相談ください。この場合であっても、記載内容の是非についてのご相談や、「・・・の項目についてはどのような内容を記載すればよいのか」、「・・・の場合は・・・のみを記載すれば足りるか」など、実質的な審査に関わるご相談については基本的にお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) その他の留意事項

- ① 開設計画の認定制度は、認定を受けた者が、認定を受けた開設計画に係る周波数を使用する特定基地局の免許について排他的に申請することを可能とする制度であり、実際の周波数の使用については、電波法その他関係法令の規定に基づく審査を経て免許を受けることによって可能となるものですので、ご注意ください。
- ② 総務省においては、現在、平成26年度以降の電波利用料についての見直しを行っています。実際の事業運営に当たっては、当該見直しの結果に基づく制度の下で電波利用料をご負担いただく必要がありますので、あらかじめご承知おき願います。なお、今回の申請における電波利用料の扱いについては、無線局免許手続規則別表第五号の七の「8 事業計画及び事業収支見積り」の記載上の注意事項(P18)を参照して下さい。

総合通信局等連絡先一覧

- 北海道総合通信局
〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
情報通信部放送課 011-709-4664
- 東北総合通信局
〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎
放送部放送課 022-221-0671
- 関東総合通信局
〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1
放送部放送課 03-6238-1705
- 信越総合通信局
〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
情報通信部放送課 026-234-9939
- 北陸総合通信局
〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎
情報通信部放送課 076-233-4494
- 東海総合通信局
〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館
放送部放送課 052-971-9148
- 近畿総合通信局
〒540-8795 大阪市中央区大手町1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館
放送部放送課 06-6942-8488
- 中国総合通信局
〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
放送部放送課 082-222-3385
- 四国総合通信局
〒790-8795 松山市宮田町8-5
情報通信部放送課 089-936-5038
- 九州総合通信局
〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎
放送部放送課 096-326-7307
- 沖縄総合通信事務所
〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階
情報通信課 098-865-2307

第2編 記載上の注意

1. 共通事項

- ① 申請書類は、電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13第2項、無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)第25条の4、別表第五号の六及び別表第五号の七並びに99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針(平成25年総務省告示第455号。以下「開設指針」という。)別表第一の規定に準拠することが必要です。本マニュアルをよく読んで記載してください。
- ② 申請書類については、目次を付ける、内容に重複があるものについては一の書類にまとめて作成する、相互の関係が分かるよう注記を付す、大部となるものは別紙にまとめるなど、適宜分かりやすい形で作成して下さるようお願いします。
- ③ 様式等について法令上又は本マニュアル上特段の定め等がないものについては、適宜の様式にて作成してください。その際、冊子等の資料については、必要に応じて、例えば「補足説明書(〇〇関係)」など適宜の表題を付して申請書類に添付してください。
- ④ 各資料の用紙は、原則として、日本工業規格A列4番の用紙としてください。
- ⑤ 各資料に記載する比率等の数値は、原則として、小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位まで記載してください。
- ⑥ 各項目において、様式等により具体的な記載方法等が定められておらず、比較的自由な記載をお願いしている部分については、その内容についてできるだけ具体的な根拠の記載や裏付けとなる資料等の添付をお願いします。根拠等が薄弱な内容については、審査において考慮されない可能性がありますので、あらかじめご承知おき願います。
- ⑦ 申請書類に記載した内容は、開設計画の審査結果の公表等にあたって公表することがあります。ただし、経営上の秘密に該当する内容がある場合には、その扱いについて申請者と相談させていただきますので、どの情報が経営上の秘密に該当するのかが分かるように示した上でその旨をご記載ください。

2. 法令上の記載事項

(1) 無線局免許手続規則別表第五号の六に係る事項

【様式及び記載例】

特定基地局開設計画認定申請書

平成26年2月3日

総務大臣殿	
申請者	
郵便番号 100-8926	
住所 東京都千代田区霞が関2-1-2	
(フリガナ) イドウホウソウカブシキガイシャ	
氏名 移動放送株式会社	
(フリガナ) マルメ タロウ	
代表者氏名 代表取締役社長 丸目 太郎	
	収入印紙貼付欄

電波法第27条の13第1項の規定により特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

- 1 該当する開設指針が示された告示の件名及び番号
九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成25年総務省告示第455号）
- 2 欠格事由に関する事項
申請者は、電波法第27条の13第5項に定める規定に該当しない。

注意事項:

- ・ 開設計画の認定申請手数料(1件につき 174,100 円)を収入印紙貼付欄に貼付してください。
- ・ 収入印紙については、該当欄に全部を貼付できない場合は、別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格 A 列 4 番の用紙に貼付してください。
- ・ 申請者欄は、次のとおり記載してください。
 - (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載してください。代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載は不要です。
- ・ 欠格事由については、申請者が電波法第27条の13第5項に該当しないときは、その旨を記載してください。

(2) 無線局免許手続規則別表第五号の七に係る事項

記載項目	記載上の注意事項
1 特定基地局が法第 27 条の 12 第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別	・ 「電波法第 27 条の 12 第1項第2号に掲げる事項」と記載してください。
2 特定基地局の開設を必要とする理由	
(1) 提供する電気通信役務の種類	(記載不要)
(2) 開設しようとする特定基地局の内容	
ア 無線局の種別	・ 「基幹放送局」と記載してください。
イ 発射を予定している電波の型式	・ 電波の型式(「X7W」)に占有周波数帯幅を冠して記載してください。占有周波数帯幅は、以下の例にならって3数字及びMを用いて表記してください。 <例> 占有周波数帯幅が3.9MHz の場合 「3M90 X7W」
ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力	・ 使用しようとする最大の値の空中線電力について記載してください。
エ 伝送情報の具体的内容	(記載不要)
(3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠	(記載不要)
3 特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域	・ 「北海道」、「東北広域圏」、「関東・甲信越広域圏」、「東海・北陸広域圏」、「近畿広域圏」、「中国・四国広域圏」、「九州・沖縄広域圏」のいずれかを記載してください。
4 希望する周波数の範囲	・ 「99MHz を超え 103.5MHz 以下」又は「103.5MHz を超え 108MHz 以下」と記載してください。
5 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期	・ 「(3)開設指針別表第一に係る事項」の一の1の記載上の注意事項(P20)を参考にして記載してください。
6 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの	
(1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容	・ 「(3)開設指針別表第一に係る事項」の六の記載上の注意事項(P24～P25)を参考にして記載してください。
(2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容	・ 「(3)開設指針別表第一に係る事項」の五の記載上の注意事項(P24)を参考にして記載してください。
7 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法	・ P10をご参照ください。
8 事業計画及び事業収支見積り	・ 無線局免許手続規則別表第二号第1の26の欄のうち

	<p>別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P11～P19をご参照ください。
9 終了促進措置を行う場合にあっては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法	(記載不要)
10 その他の事項	
(1) 運用開始の予定期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を、年月日で記載してください。
(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制並びに方法を記載してください。 ・ 社内規定等がある場合において、社内規定等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付してください。
(3) 無線従事者の配置方針	
<p>ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数</p> <p>イ 将来的な無線従事者の確保の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線従事者の配置場所ごとに、無線従事者の資格及び人数を示してください。なお、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)に定める臨場性が確保できるか判別できるよう、各配置場所についてはその住所を記載してください。 ・ 今後の教育・訓練等に関する計画がある場合は記載してください。
(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(3)開設指針別表第一の記載事項に係る事項」をご参照ください。

・「7 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法」
関係

以下の記載例及び注意事項に従って記載してください。

【記載例】

	事業開始前	第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目	総額
送信設備	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
A	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
単価(●円)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	
B	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
単価(●円)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	
...
受信設備	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
a	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
単価(●円)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	
b	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
単価(●円)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	(△台)	
...
土地	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
建物	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
その他	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円
総額	●円	●円	●円	●円	●円	●円	●円

注意事項:

- ・ 無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載してください。
- ・ 送信設備及び受信設備については、その単価(規模等に応じて単価が異なる場合にはそれぞれの単価)及びその数量についても記載してください。送信設備及び受信設備の単価については、その見積り根拠も併せて記載してください。
- ・ ここでいう「受信設備」とは、各放送局に放送番組を中継するために当該各放送局において使用される受信設備のことを意味しており、視聴者が放送番組を視聴するために使用する携帯端末等の受信設備を想定しているものではありません。
- ・ 上記の記載例に従って、事業開始前及び第1年目から第5年目までの事業年度の別に記載してください。なお、「事業開始」とは、申請された開設計画に係る特定基地局により行う「放送局設備供給役務の開始」を意味します。

・「8 事業計画及び事業収支見積り」関係

以下の様式及び記載例並びに注意事項に従って記載してください。

経営形態及び資本又は出資の額

【無線局免許手続規則別表第2号第1の26の欄の別紙(1)関係】

【様式及び記載例】

ア 株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数
	〇〇円 ××株	〇〇円 ××株	〇〇円 ××株

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社 (設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合 計
	〇〇円 ××株	〇〇円 ××株	〇〇円 ××株

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法

【無線局免許手続規則別表第2号第1の26の欄の別紙(2)関係】

【様式】

用途別資金の額		資金調達の方法
工 事 費	千円	
創 業 費		
そ の 他		
合 計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

注意事項:

- ・ 「事業開始」とは、申請された開設計画に係る特定基地局により行う「放送局設備供給役務の開始」を意味します。
- ・ 「用途別資金の額」の欄については、可能な限り、詳細かつ網羅的に記載してください(無線局免許手続規則別表第五号の七の「7 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法」との関係がわかるように記載してください。)
- ・ 「資金調達の方法」の欄については、開設指針別表第一の四の2の「(三)開設計画に基づく事業に必要な資金の確保(出資、借入れ、リース等)に関する計画」との関係がわかるように記載してください。

主たる出資者及びその議決権の数

【無線局免許手続規則別表第2号第1の26の欄の別紙(3)関係】

【様式及び記載例】

フリガナ 氏名又は名称	住 所	職 業	総議決権に 対する比率	備 考
ばつばつかぶしきがいしゃ ××株式会社 代表取締役社長 まるまる ばつばつ 〇〇 ××	東京都中央区	情報・通信業	50.5%	
まるまるかぶしきがいしゃ 〇〇株式会社 代表取締役社長 まるまる ばつばつ 〇〇 ××	大阪府大阪市	広告業	30.4%	
かぶしきがいしゃばつまる 株式会社×〇 代表取締役社長 まるまる ばつばつ 〇〇 ××	岐阜県岐阜市	卸売業	14.1%	
さんかくさんかくかぶしきがいしゃ △△株式会社 代表取締役社長 まるまる ばつばつ 〇〇 ××	愛知県名古屋市	小売業	3.0%	
まるばつかぶしきがいしゃ 〇×株式会社 代表取締役社長 まるまる ばつばつ 〇〇 ××	神奈川県横浜市	サービス業	2.0%	

(注1) 総議決権に対する比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨

ウ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

エ 出資の予定のものについてはその旨

役員に関する事項

【無線局免許手続規則別表第2号第1の26の欄の別紙(6)関係】

【様式及び記載例】

フリガナ 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考
ばつ × 〇〇	東京都中央区	(代)取締役社長 (常)	経営全般		
ばつばつ × × 〇〇	北海道札幌市	専務取締役(常)	営業		
まるまる 〇〇 × ×	東京都文京区	取締役(常)	総務	〇〇(株)取締役	
さんかくばつ △ × 〇 ×	石川県金沢市	取締役(常)	技術	(株)〇〇△取締 役(常)	
さんかくまる △ 〇 × ×	東京都港区	取締役			
まるまる 〇〇 〇	新潟県新潟市	監査役			

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要

【無線局免許手続規則別表第2号第1の26の欄の別紙(15)関係】

【様式】

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

将来の事業予定

【無線局免許手続規則別表第2号第1の26の欄の別紙(16)関係】

注意事項:

- ・ 開設指針別表第一の「七 その他」に記載する事項以外に特段の事項があれば記載してください。

事業収支見積り

【無線局免許手続規則別表第2号第1の26の欄の別紙(17)関係】

【様式】

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業 の収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 売上高 放送料 有料放送料 放送番組制作料 放送番組売上料 放送受託費（放送局設 備供給役務料） その他										
2 売上原価 放送費 技術費 人件費 減価償却費 有線テレビジョン放送 の受信障害対策費 ブースター障害対策費 電波利用料 その他										
3 売上総利益（1－2）										
4 販売費及び一般管理費 販売費 一般管理費 人件費 減価償却費 その他										
5 営業利益（3－4）										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益 （5＋（6－7））										
備考										

注意事項：

- ・ 事業収支の欄は、申請者が行う放送局設備供給役務及び兼営する事業の収支を総合したものを記載してください。
- ・ 複数の放送対象地域について申請を行う場合には、この開設計画に係る放送対象地域における事業収支を内数として括弧書きで記載してください。
- ・ 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載してください。

【次ページへ続く】

- ・ 次の書類を添付してください。
 - ア 最近の決算期における計算書類
 - イ その他参考となる資料
 - ※ 「その他参考となる資料」として、第1年目から第5年目までの年度ごとの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書を添付してください。
- ・ 以下の勘定科目の分類に従って、可能な限り、詳細かつ網羅的に記載してください。
 1. 売上高(“A 放送受託費(放送局設備供給役務料)”と“B その他”の合計値を記載)
 - A 放送受託費(放送局設備供給役務料)
 - ・ 今回認定を受けて行おうとする放送局設備供給役務の提供による料金収入
 - B その他
 - ・ A以外の収入(例えば、放送局設備供給以外に小売業を営む場合、当該小売業に係る収入)
 - ※ 放送料、有料放送料、放送番組制作料、放送番組売上料についての記載は不要。
 2. 売上原価(以下の項目(“C-1 放送費”～“C-8 その他”)の合計値を記載)
 - C-1 放送費
 - ・ 基本的に記載不要です(特段の計上する項目があれば記載してください)。
 - C-2 技術費
 - ・ 無線設備等関連機器リース料
 - ・ 保守点検、メンテナンス費用 等
 - C-3 人件費
 - ・ 社員の給与／賞与 等
 - C-4 減価償却費
 - ・ 無線設備等関連機器の固定資産減価償却費 等
 - C-5 有線テレビジョン放送の受信障害対策費
 - ・ 開設計画別表第一の四の1の(四)の有線テレビジョン放送の受信障害の防止又は解消に要する費用
 - C-6 ブースター障害対策費
 - ・ 開設計画別表第一の四の1の(五)のブースター障害等の防止又は解消に要する費用
 - C-7 電波利用料
 - ※1 電波利用料については、計算の前提として、平成26年10月1日から現行の電波法第103条の2第2項の規定に基づく広域専用電波(4.5MHz幅)に係る電波利用料(年間1MHz幅当たり95,148,900円)に各区域の係数をかけた額(電波法別表第七を参照)が課せられるものと仮定して計上してください(個別の無線局に係る電波利用料についての計上は不要です)。
 - ※2 なお、総務省においては、現在、平成26年度以降の電波利用料についての見直しを行っており、上記※1は、実際に負担する電波利用料の額を確定するものではないので、あらかじめご承知おき願います。

【次ページへ続く】

C-8 その他

- ・C-1からC-7以外の費用

3. 販売費及び一般管理費(以下の項目(“D-1 販売費”~“D-5 その他”)の合計値を記載)

D-1 販売費

- ・基本的に記載不要です(特段の計上する項目があれば記載してください)。

D-2 一般管理費

- ・家賃等賃貸料/光熱費、電話代等経常的費用
- ・旅費、交通費、雑費 等

D-3 人件費

- ・役員、社員の給与/賞与 等

D-4 減価償却費

- ・減価償却費 等

D-5 その他

- ・D-1からD-4以外の費用

- ・開設指針別表第一の四の「2 財政的基礎に関する事項」との関係がわかるよう記載してください。

イ 見積りの根拠

注意事項:

- ・ 今回の申請については、適宜の様式により、アの表の科目ごとの根拠について、可能な限り、詳細に考え方を記載してください。
- ・ 開設指針別表第一の四「2 財政的基礎に関する事項」との関係がわかるよう記載してください。

(3) 開設指針別表第一に係る事項

記載項目	記載上の注意事項
一 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項	
1 次に掲げる事項の今後の計画	
(一) 第二項第二号に規定する区域及びその区域に含まれる都府県ごとの当該特定基地局の毎年度ごとの開設数並びにそれぞれの設置場所及び空中線電力 (二) 毎年度ごとの放送対象地域における世帯カバー率及び都府県ごとの世帯カバー率 (三) 第二項第二号に規定する区域の毎年度ごとの駅カバー率及び道路施設カバー率	<ul style="list-style-type: none"> ・ P26～P30をご参照ください。
2 第三項第四号に関する事項に係る計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が行おうとする放送が、放送対象地域においてあまねく受信できるように努める旨を記載してください。また、そのための具体的な方策についての計画がある場合は併せて記載してください。
二 受信設備の普及に関する事項 当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための取組の実績又は今後の計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受信設備の普及に関する基本的な考え方を記述してください。 ・ 想定するサービス開始時期までに受信設備が販売されるために必要となる標準規格や運用規定の策定の見通し、受信設備の開発・製造等の想定スケジュールを示してください。 ・ その他、受信設備の普及のための取組の実績及び今後の計画について、根拠を示す等しつつ、可能な限り具体的かつ詳細に記載してください。
三 放送局設備供給役務の提供に関する事項	
1 次に掲げる事項の設定に関する今後の計画	
(一) 放送局設備供給役務の料金 (二) 放送局設備供給役務の提供に関する契約の締結及び解除に関する事項 (三) 放送局設備供給役務の提供の停止に関する事項 (四) 基幹放送局提供事業者(放送法第二条第二十四号に規定する基幹放	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送法(昭和25年法律第132号)第118条の規定に基づき総務大臣に届け出ることとなる放送局設備供給役務の料金その他の提供条件を記載してください。詳細等が決まっていない場合には、可能な範囲で当該提供条件の概要を記載してください。 その際、認定基幹放送事業者によって異なる取扱いをすることを想定している場合にはその内容を可能な限り

<p>送局提供事業者をいう。)及び認定基幹放送事業者(同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。)の責任に関する事項</p> <p>(五) 認定基幹放送事業者に課する義務に関する事項</p>	<p>詳細に記載してください。</p> <p>また、放送局設備供給役務の提供に当たり、認定基幹放送事業者に求める事項があれば、その内容を記載してください。</p>
<p>2 認定基幹放送事業者が行う基幹放送(放送法第二条第二号に規定する基幹放送をいう。以下同じ。)の業務の円滑な運営のための取組に関する実績又は今後の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹放送の業務の認定を受けようとする者に対する情報の提供その他基幹放送の業務の円滑な運営のための具体的な取組の内容等の実績及び今後の計画について可能な限り詳細に記載してください。

四 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

1 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力に関する事項

<p>(一) 当該特定基地局の無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)の確保に関する実績又は今後の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該特定基地局に係る中継回線網の構築に当たっての基本的な考え方及び構成の概要を記載してください。 ・ 計画している周波数の配置による送信を行うための当該特定基地局の無線設備に関して、その仕様の検討、試作の依頼又は納品スケジュールについて協議等を行った実績があればその概要及び当該無線設備の調達見込みを記載してください。 ・ 中継回線の確保に関する実績又は必要な電気通信役務の提供を受けることについて電気通信事業者との協議等を行った実績があればその概要を記載してください。
<p>(二) 当該特定基地局の設置場所の確保に関する実績又は今後の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該特定基地局のそれぞれについて、土地・局舎・鉄塔等に関する現地調査等の状況、関係者との協議状況等を可能な限り詳細かつ具体的に記載してください。
<p>(三) 当該特定基地局の開設に関する地域住民の合意形成に向けた取組の実績又は今後の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該特定基地局の開設に関する地域住民の合意形成についての基本的な考え方、これまでの取組及び具体的な対応手順等今後の計画について記載してください。
<p>(四) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に障害を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該障害の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該障害を防止し、又は解消するための方法その他の有線電気通信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有線テレビジョン放送の受信に与える障害に関する問題の所在及び対策についての基本的な考え方を記載してください。 ・ 有線テレビジョン放送の受信に障害を与えるおそれのある個別受信世帯数及び共聴施設数を記載してください。その際、当該特定基地局のそれぞれについての算出根拠等、可能な限り算出の根拠を示してください。(なお、算出方法については、参考となる調査報告(受信施設と

<p>設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する取組の実績又は今後の計画</p>	<p>アナログ放送の跡地を利用する無線システムとの間の相互干渉等の影響に関する調査報告書)を総務省において作成しており、求めがあれば配付します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該障害の防止又は解消に要する費用の見通し及びその積算根拠並びに当該費用の負担の方法について記載してください。当該費用の負担の方法については、申請者と他者との負担割合等当該費用の負担についての基本的な考え方を記述した上で、申請者が負担することを想定している額及びその額を無線局免許手続規則別表第五号の七の「8 事業計画及び事業収支見積り」において計上している旨を記載してください。 ・ 有線テレビジョン放送の受信に与える障害を防止し、又は解消するための方法その他の有線テレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画について可能な限り詳細かつ具体的に記載してください。
<p>(五) 受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送を行う地上基幹放送(放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。)の受信設備に作用することにより発生する地上基幹放送の受信障害(以下「ブースター障害等」という。)を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績又は今後の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブースター障害等に関する問題の所在及び対策についての基本的な考え方を記載してください。 ・ ブースター障害等を与えるおそれのある個別受信世帯数及び共聴施設数を記載してください。その際、当該特定基地局のそれぞれについての算出根拠等、可能な限り算出の根拠を示してください。(なお、算出方法については、参考となる調査報告(ブースター障害等に関する調査報告書)を総務省において作成しており、求めがあれば配付します。) ・ 当該障害の防止又は解消に要する費用の見通し及びその積算根拠並びに当該費用の負担の方法について記載してください。なお、当該費用の負担の方法について、全額を自ら負担する場合は、無線局免許手続規則別表第五号の七の「8 事業計画及び事業収支見積り」において全額を計上している旨を記載してください。それ以外の場合は、その方策について合理的な根拠を示しつつ具体的かつ詳細に記載してください。 ・ ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画について可能な限り詳細かつ具体的に記載してください。
<p>(六) 当該特定基地局の円滑な整備のため</p>	<p>(特段注意事項なし)</p>

	めの工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する実績又は今後の計画	
2 財務的基礎に関する事項		
(一) 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における収益の見通し及びその根拠	(二) 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における費用の見通し及びその根拠	<ul style="list-style-type: none"> 無線局免許手続規則別表第五号の七の「8 事業計画及び事業収支見積り」のうち「事業収支見積り」(P17～P19)以外に記載すべき事項があれば記載してください。
(三) 開設計画に基づく事業に必要な資金の確保(出資、借入れ、リース等)に関する計画		<ul style="list-style-type: none"> 適宜の様式により、事業開始前及び第1年目から第5年目までの事業年度の別に記載してください。なお、「事業開始」とは、申請された開設計画に係る特定基地局により行う「放送局設備供給役務の開始」を意味します。 無線局免許手続規則別表第五号の七の「8 事業計画及び事業収支見積り」のうち「事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法」(P12)、「事業収支見積り」(P17～P19)との関係がわかるように記載してください。
(四) 申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第一条第一項に規定する財務諸表をいう。)その他の(三)の計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> 申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表等(有価証券報告書、決算短信、アニュアルレポート等)を添付してください。 必要に応じて、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付してください。
3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項		
(一) 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化の活動等の実績		(特段注意事項なし)
(二) 電気通信設備の設置、運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する実績又は今後の計画		(特段注意事項なし)
4 法令遵守その他の業務執行体制の整備に関する事項		

	<p>(一) 法令遵守のための体制の整備に関する実績又は今後の計画(法令遵守に係る社内規程等がある場合は、別紙により添付すること。)</p>	<p>(特段注意事項なし)</p>
	<p>(二) 個人情報保護のための体制の整備に関する実績又は今後の計画(個人情報保護に係る社内規程等がある場合は、別紙により添付すること。)</p>	<p>(特段注意事項なし)</p>
<p>五 混信等の防止に関する事項 無線設備へのフィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施等による干渉の改善の計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 希望する周波数帯に隣接する周波数帯を用いる他の無線局への混信等の防止に関する考え方、混信等の防止のための技術的方策及びその実施計画を記載してください。なお、その際、情報通信審議会の一部答申(平成 21 年 10 月 16 日)に示された自営通信システム及び航空無線システムとの共用条件(スペクトラムマスク及び空中線電力の制限値)を踏まえた上で記載してください。 	
<p>六 電波の能率的な利用の確保に関する事項 第二項第二号に規定する区域における当該特定基地局の全てにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するための計画その他の電波の能率的な利用を確保するための計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該特定基地局において申請者が用いる送信の方式を記載してください。また、当該方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するための計画について可能な限り詳細に記載してください。 希望する周波数の範囲(「99MHz を超え 103.5MHz 以下」又は「103.5MHz を超え 108MHz 以下」)における周波数の配置に関して、それぞれ以下のように記載してください。なお、詳細については別図により示すことと構いません。 占有周波数帯幅及び中心周波数、1セグメント形式の OFDM フレーム及び3セグメント形式の OFDM フレームのそれぞれの個数並びにその配置について、想定しているものを全て記載してください。 (例)「占有周波数帯幅 3,896kHz、中心周波数 101.285714MHz、1セグメント形式の OFDM フレーム3 個、3セグメント形式の OFDM フレーム2個、配置は別図に示す通り」 平成 31 年3月末時点における当該特定基地局の諸元に基づく総合通信局の管轄区域ごとの SFN 混信の発生世帯数及び発生率を記載してください。発生世帯数は、所要電界強度を満たし、放送区域内であるにも関わらず SFN 混信により世帯カバー率に算入しない世帯の数を 	

	<p>記載してください。また、発生率は放送区域内世帯数に対する率を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他電波の能率的な利用を確保するための計画がある場合は記載してください。
<p>七 その他</p> <p>一から六までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績又は今後の計画</p>	<p>(特段注意事項なし)</p>

・「一 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項」関係

共通の注意事項:

- ・ 世帯カバー率等を算出するための前提となる放送区域を定めるに当たっては、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）に定める所要の電界強度を満たすようにしてください。
- ・ 世帯カバー率等の算出に当たっては、SFN混信等により受信が見込めない世帯等については、放送区域内に存在するものとして算入しないでください。

①放送対象地域及び放送対象地域に含まれる都府県ごとの毎年度ごとの当該特定基地局の開設数関係

以下の記載例に従い、放送対象地域及び放送対象地域に含まれる都府県ごとの当該特定基地局の開設数を記載してください。

【記載例】

	特定基地局の開設数(括弧内累計)				
	H26 年度末 (2014 年度末)	H27 年度末 (2015 年度末)	H28 年度末 (2016 年度末)	H29 年度末 (2017 年度末)	H30 年度末 (2018 年度末)
青森	1	1(2)
岩手	1	2(3)
宮城	1	3(4)
秋田
山形
福島
東北

②当該特定基地局の設置場所及び空中線電力関係

ア 以下の記載例に従い、当該特定基地局についてそれぞれの設置場所、空中線電力等を記載してください。

【記載例】

放送対象地域	都府県	設置場所	空中線電力	開設時期	周辺市区町村の全世帯数	区域内世帯数(合計)
東北	青森	A市B町〇-〇	1kW	H25.7	A市 〇世帯 E市 〇世帯	▲世帯
	
	小計 〇局					
	岩手	C市D町×-×	500W	H25.7
	
	小計 〇局					
	宮城
	
	小計 〇局					

小計 〇局						
計 〇局						

注意事項:

- ・周辺市区町村の世帯数については、平成22年国勢調査による世帯数をもとに、平成24年度末までの市町村合併を反映させた上で記載してください。

イ 放送区域を次のとおり地図により表示してください。

- ・当該特定基地局による平成31年3月末時点の都道府県ごとの放送区域を、市区町村名及びその境界、鉄道駅並びに道路施設が記載された20万分の1の精密度を有する地図にそれぞれ記載してください。
- ・当該申請に係る放送対象地域におけるすべての特定基地局による平成31年3月末時点の放送区域を、国土地理院発行の100万分の1の精密度を有する地図に記載してください。

③毎年度ごとの放送対象地域における世帯カバー率及び都府県ごとの世帯カバー率関係

以下の記載例に従い、放送対象地域における世帯カバー率及び都府県ごとの世帯カバー率を記載してください。

【記載例】

	世帯カバー率(%)				
	H26 年度末 (2014 年度末)	H27 年度末 (2015 年度末)	H28 年度末 (2016 年度末)	H29 年度末 (2017 年度末)	H30 年度末 (2018 年度末)
青森	× × . ×	〇〇 . 〇	△△ . △	…	…
岩手	…	…	…	…	…
宮城	…	…	…	…	…
秋田	…	…	…	…	…
山形	…	…	…	…	…
福島	…	…	…	…	…
東北	…	…	…	…	…

④毎年度ごとの放送対象地域における駅カバー率関係

ア 以下の記載例に従い、放送対象地域における駅カバー率を記載してください。

【記載例】

	駅カバー率(%)				
	H26 年度末 (2014 年度末)	H27 年度末 (2015 年度末)	H28 年度末 (2016 年度末)	H29 年度末 (2017 年度末)	H30 年度末 (2018 年度末)
東北	× × . ×	〇〇 . 〇	△△ . △	…	…

イ 以下の記載例に従い、鉄道会社ごと及びそれぞれの鉄道会社の路線ごとの駅カバー率について記載してください。

【記載例】

	駅カバー率(%)				
	H26 年度末 (2014 年度末)	H27 年度末 (2015 年度末)	H28 年度末 (2016 年度末)	H29 年度末 (2017 年度末)	H30 年度末 (2018 年度末)
A会社					
a 線	× × . ×	〇〇 . 〇	△△ . △	…	…
b 線	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…
…	…	…	…	…	…
合計	…	…	…	…	…

ウ 以下の記載例に従い、平成31年3月末時点における放送区域内の鉄道駅及び放送区域外の鉄道駅を鉄道会社ごと及びそれぞれの鉄道会社の路線ごとに記載してください。

【記載例】

A会社	放送区域内の鉄道駅	放送区域外の鉄道駅	合計
a線	○駅、◇駅、… (計○○駅)	■駅、◆駅、… (計××駅)	△駅
b線	○駅、◇駅、… (計○○駅)	■駅、◆駅、… (計××駅)	▲駅
…	…	…	…
合計	●駅	●駅	合計●駅

注意事項:

- ・ 駅名、駅舎が同一であっても、路線が異なるものについてはそれぞれ別の鉄道駅として算出してください。
- ・ 鉄道駅の緯度経度情報に基づく地点が放送区域内であれば、当該鉄道駅は放送区域に存在するものとして算出してください。
- ・ 沖縄県については、対象とする鉄道駅がないため記載不要です。
- ・ 対象とする鉄道駅は、平成25年12月末時点のものとしします。

⑤毎年度ごとの放送対象地域における道路施設カバー率関係

ア 以下の記載例に従い、放送対象地域における道路施設カバー率を記載してください。

【記載例】

	道路施設カバー率(%)				
	H26年度末 (2014年度末)	H27年度末 (2015年度末)	H28年度末 (2016年度末)	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)
	東北	××.×	○○.○	△△.△	…

イ 以下の記載例に従い、高速道路の路線ごとの道路施設カバー率について、記載してください。

【記載例】

		道路施設カバー率(%)				
		H26年度末 (2014年度末)	H27年度末 (2015年度末)	H28年度末 (2016年度末)	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)
		a自動車道	上り	××.×	○○.○	△△.△
	下り	…	…	…	…	…
b自動車道	上り	…	…	…	…	…
	下り	…	…	…	…	…
		…	…	…	…	…
合計		…	…	…	…	…

ウ 以下の記載例に従い、高速道路の路線ごとに平成31年3月末時点における放送区域内の道路施設及び放送区域外の道路施設を記載してください。

【記載例】

		放送区域内の道路施設	放送区域外の道路施設	合計
a 自動車道	上り	○SA、◇PA、… (計○○施設)	■SA、◆PA、… (計××施設)	△施設
	下り	○SA、◇PA、… (計○○施設)	■SA、◆PA、… (計××施設)	▲施設
b 自動車道	上り	…	…	…施設
	下り	…	…	…
…	…	…	…	…
合計		●施設	●施設	●施設

注意事項:

- ・ 道路施設カバー率の算出に当たっては、上り線と下り線のそれぞれについて集計してください。なお、上り・下りの道路施設が一体となっている場合であっても、2施設として算出してください。
- ・ 緯度経度情報に基づく道路施設の存在地点が放送区域内であれば、当該道路施設は放送区域内に存在するものとして算出してください。
- ・ 対象とする道路施設は、平成25年12月末時点のものとしします。

3. 補足説明書

- ・ 開設指針第5項第3号に関する書類

申請者の総議決権に対する比率が3分の1以上である出資者がいる場合は、当該出資者の3分の1以上の議決権を有する者及び当該出資者が3分の1以上の議決権を有する者(申請者を除く。)の氏名又は名称、住所、職業、出資の額、総議決権に対する比率を適宜の様式で記載してください。

第3編 関係法令集

(平成二十五年十二月十八日現在)

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)	33
○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)	41
○電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)	45
○電波法関係手数料令(昭和三十三年政令第三百七号)	46
○基幹放送普及計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)	47
○無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)	49
○九九 MHz を超え一〇八 MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針(平成二十五年 総務省告示第四百五十五号)	58

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)

(無線局の開設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一～四 (略)

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの。

2・3 (略)

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信(第九十九条の二を除き、以下「放送」という。)であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数(第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。)の電波を使用するもの(以下「基幹放送」という。)をする無線局(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送(放送法第二条第十三号の衛星基幹放送をいう。)及び移動受信用地上基幹放送(同条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)をする無線局を除く。)については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条(第五号を除く。)の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
- 三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの(前号に該当する場合を除く。)
- イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者
- ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

5 (略)

(免許の申請)

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 目的(二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。)
 - 二 開設を必要とする理由
 - 三 通信の相手方及び通信事項
 - 四 無線設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。))についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。)、航空機の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。)及び航空機地球局(航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。))をいう。以下同じ。)以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。)
 - 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
 - 六 希望する運用許容時間(運用することができる時間をいう。以下同じ。)
 - 七 無線設備(第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十三第二項第七号、第三十八条の二第一項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第一百二条の十八第一項において同じ。)の工事設計及び工事落成の予定期日
 - 八 運用開始の予定期日
 - 九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人(以下「免許人等」という。))との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容
- 2 基幹放送局(基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。)の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項(自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局(以下「特定地上基幹放送局」という。)の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称)を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 一 目的
 - 二 前項第二号から第九号まで(基幹放送のみをする無線局にあつては、第三号を除く。)に掲げる事項
 - 三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 四 事業計画及び事業収支見積
 - 五 放送区域
 - 六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。)の概要
- 3～6 (略)
- 7 次に掲げる無線局(総務省令で定めるものを除く。)であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

- 一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)
- 二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
- 三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
- 四 基幹放送局

8 (略)

(申請の審査)

第七条 (略)

- 2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
 - 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
 - 二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画(基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、周波数の割当てが可能であること。
 - 三 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。
 - イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
 - ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。
 - ハ その免許を与えることが放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
 - 五 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - 六 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。
 - イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。
 - ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。
 - ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。

3～6 (略)

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以下「開設指針」という。)を定めることができる。

- 一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信
- 二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。)における当該移動受信用地上基幹放送の受信

2 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項
- 二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項(現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。)
- 三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
- 四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
- 五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置(次条第二項第九号及び第百十六条第八号において「終了促進措置」という。)に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

3 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系(通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。)又は放送系(放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 開設計画には、次に掲げる事項(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 一 特定基地局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別

- 二 特定基地局の開設を必要とする理由
 - 三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信
用地上基幹放送に係る放送対象地域
 - 四 希望する周波数の範囲
 - 五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の
設置場所及び開設時期
 - 六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
 - 七 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 八 事業計画及び事業収支見積
 - 九 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の
支弁方法
 - 十 その他総務省令で定める事項
- 3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。
 - 4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合している
と認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。
 - 一 その開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。
 - 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
 - 三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能
であり、又は早期に可能となることが確実にであると認められること。
 - 5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けようとする者が第五条第三項各号(移動受信
用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は
第三項各号)のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。
 - 6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(前条第二項第二号括弧書に規定する周波数
を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)を超えない範囲内において総務省令で定める。
 - 7 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第四項の規定により指定
した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(開設計画の変更等)

- 第二十七条の十四 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画(同条第二項第一号及び第四
号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項の規定は、前項の認定に準用する。この場合において、同条第四項中「ときは、周波数を指定し
て」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

- 3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定基地局を開設する者(以下「認定開設者」という。)が周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 4 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。
- 5 総務大臣は、第一項の認定(前条第七項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。)をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

(認定の取消し等)

第二十七条の十五 総務大臣は、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設していないと認めるとき。
- 二 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行つたとき。
- 三 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

3 総務大臣は、前項(第三号を除く。)の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

4 総務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書その認定開設者に送付しなければならない。

(合併等に関する規定の準用)

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項及び第五項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(認定計画に係る特定基地局の免許申請期間の特例)

第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、第六条第七項の規定は、適用しない。

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 (略)

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(三千メガヘルツ以下のものに限る。)の電波(以下この条において「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に九千五百十四万八千九百円(別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百七十七万四千九百円)を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。)が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。)の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日(認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。)までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項の規定を適用する。

4～42 (略)

別表第七(第百三条の二関係)

区域	係数
一 北海道の区域	〇・〇二九五
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇五〇二

三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	○・四五四六
四 新潟県及び長野県の区域	○・〇二四三
五 富山県、石川県及び福井県の区域	○・〇一六四
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	○・一一九五
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	○・一六五二
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	○・〇四〇四
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	○・〇二一六
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	○・〇七〇八
十一 沖縄県の区域	○・〇〇七五
十二 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域	○・五五八六
十三 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	○・四四一四
十四 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域	一・〇〇〇〇
十五 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	○・二二七三
十六 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	○・〇八二六
備考 (略)	

○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)の送信(他人の電気通信設備(同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を用いて行われるものを含む。)をいう。
- 二 「基幹放送」とは、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。
- 三～十三 (略)
- 十四 「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のものをいう。
- 十五～十九 (略)
- 二十 「放送局」とは、放送をする無線局をいう。
- 二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十三条第一項の認定を受けた者をいう。
- 二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局(以下「特定地上基幹放送局」という。)の免許を受けた者をいう。
- 二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。
- 二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体(以下「基幹放送局設備」という。)を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。
- 二十五～二十九 (略)

(基幹放送の受信に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

(提供義務等)

第一百七条 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者から、当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項(衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置を含む。次項において「認定証記載事項」という。)に従つた基幹放送局設備の提供に関する契約(以下「放送局設備供給契約」という。)の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者以外の者から放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業者から認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

(役務の提供条件)

第百十八条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務(以下「放送局設備供給役務」という。)の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない。

(会計整理等)

第百十九条 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものは、総務省令で定めるところにより、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備(次条第四号において「基幹放送局設備等」という。)を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

(変更命令)

第百二十条 総務大臣は、基幹放送局提供事業者が第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による放送局設備供給役務の提供が基幹放送の業務の運営を阻害していると認めるときは、当該基幹放送局提供事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 放送局設備供給役務の料金が特定の認定基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。
- 二 放送局設備供給契約の締結及び解除、放送局設備供給役務の提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。
- 三 認定基幹放送事業者に不当な義務を課するものであること。
- 四 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものが提供する放送局設備供給役務に関する料金その他の提供条件が基幹放送局設備等を自己の基幹放送の業務の用に供することとした場合の条件に比して不利なものであること。

(設備の維持)

第二百一十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

- 2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
 - 一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。
 - 二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

(重大事故の報告)

第二百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(設備の改善命令)

第二百二十三条 総務大臣は、基幹放送局設備が第二百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送局設備を改善すべきことを命ずることができる。

(設備に関する報告及び検査)

第二百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第二百五条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送局提供事業者は、その株式を取得した外国人等(電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者をいう。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

- 一 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第一項第四号に定める事由

二 当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

2 第百十六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百二十五条第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「特定地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

○電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)

(操作及び監督の範囲)

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作(アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。)を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作(以下この条において「モールス符号による通信操作」という。)及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
(略)	(略)
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第二級陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作 一 空中線電力二キロワット以下の無線設備(テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。) 二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの 四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
(略)	(略)

2～5 (略)

○電波法関係手数料令(昭和三十二年政令第三百七号)

(無線局の免許申請手数料)

第二条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十四第三項の認定計画に従って開設する法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許(再免許を除く。次項において同じ。)の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信用地上基幹放送(放送法(昭和三十五年法律第百三十二号)第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)をする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

甲表 (略)

乙表

	基本送信機の規模(空中線電力による。)	免許申請手数料(単位円)
一	〇・一ワット以下のもの	七、七〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	二〇、八〇〇
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	二七、九〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	四八、三〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六六、七〇〇
六	一キロワットを超えるもの	八一、二〇〇

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、同項の甲表中「二、九〇〇」とあるのは「二、〇〇〇」と、「三、五五〇」とあるのは「二、四五〇」と、「五、四〇〇」とあるのは「三、五〇〇」と、「九、八〇〇」とあるのは「七、一〇〇」と、「一六、五〇〇」とあるのは「一一、九〇〇」と、同項の乙表中「七、七〇〇」とあるのは「六、八〇〇」と、「二〇、八〇〇」とあるのは「一六、六〇〇」と、「二七、九〇〇」とあるのは「二一、八〇〇」と、「四八、三〇〇」とあるのは「三七、〇〇〇」と、「六六、七〇〇」とあるのは「五五、二〇〇」と、「八一、二〇〇」とあるのは「六五、五〇〇」とする。

(開設計画の認定申請手数料)

第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円)とする。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

○基幹放送普及計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十号)

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア・イ (略)

ウ 移動受信用地上基幹放送の普及

民間基幹放送事業者が行うテレビジョン放送及びマルチメディア放送については、次のとおりとする。

(ア) 全国各地域においてあまねく受信できること。

(イ) 受信設備の普及に配慮すること。

(ウ) 自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

なお、民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、影像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。

(2)～(4) (略)

2～3 (略)

第2 (略)

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数)の目標

1 総則

(1) 以下の規定に関しては、電波及び放送に関する法令の定めるところによるほか、次の定義によるものとする。

ア 「関東広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう。

イ 「中京広域圏」とは、岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域をいう。

ウ 「近畿広域圏」とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域をいう。

エ 「東北広域圏」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県各区域を併せた区域をいう。

オ 「関東・甲信越広域圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県各区域を併せた区域をいう。

カ 「東海・北陸広域圏」とは、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域をいう。

キ 「中国・四国広域圏」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県各区域を併せた区域をいう。

ク 「九州・沖縄広域圏」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた区域をいう。

(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標は、(3)に定めるものを除き、2に定めるとおりとする。

(3) (略)

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)～(3) (略)

(4) 移動受信用地上基幹放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号。以下「デジタル放送の標準方式」という。)第4章第1節に定める放送を行うもの)

基幹放送の区分			放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
民間基幹放送事業者の放送	マルチメディア放送	広域放送	近畿広域圏、東北広域圏、関東・甲信越広域圏、東海・北陸広域圏、中国・四国広域圏、九州・沖縄広域圏	放送対象地域ごとに3～5程度 (注)
		県域放送	北海道	3～5程度(注)

(注) 次の(ア)又は(イ)の場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の方法による利用を妨げるものではない。

(ア) 二の3セグメント形式のOFDMフレーム(デジタル放送の標準方式第11条第1項に規定する3セグメント形式のOFDMフレームをいう。)を利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行い、三の1セグメント形式のOFDMフレーム(デジタル放送の標準方式第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームをいう。)を利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行う場合

(イ) 三の3セグメント形式のOFDMフレームを利用して、それぞれのOFDMフレームにおいて1系統のマルチメディア放送を行う場合

○無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)

(認定の申請)

第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第二項第十号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 運用開始の予定期日(それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。)

二 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法

三 無線従事者の配置方針

四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第六号に基づき開設指針において定める事項に関する事項

3 第一項の申請書の様式は、別表第五号の六のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第五号の七のとおりとする。

別表第五号の六 特定基地局の開設計画の認定申請書及び開設計画の様式(第25条の4関係)

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者(注2)

郵便番号

フリガナ

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

代表者氏名

印

印

収入印紙貼付欄

(注1)

電波法第27条の13第1項の規定により特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 該当する開設指針が示された告示の件名及び番号

2 欠格事由に関する事項(注3)

注1 収入印紙については、該当欄に全部を貼付できない場合は、別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

2 申請者欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、

押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

- (3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載するものとし、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。
- 3 欠格事由については、申請者が、法第5条第3項各号(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第1項各号又は第3項各号)に該当しないときは、その旨を記載すること。
- 4 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4関係)

特定基地局開設計画

- 1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別
- 2 特定基地局の開設を必要とする理由
 - (1) 提供する電気通信役務の種類(注1)
 - (2) 開設しようとする特定基地局の内容
 - ア 無線局の種別
 - イ 発射を予定している電波の型式
 - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力
 - エ 伝送情報の具体的内容(注1)
 - (3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠(注1)
- 3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(注2)
- 4 希望する周波数の範囲(注3)
- 5 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期(注4)
- 6 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの(注5)
 - (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容
 - (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- 7 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法(注6)(注7)
- 8 事業計画及び事業収支見積り(注6)(注8)
- 9 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 10 その他の事項
 - (1) 運用開始の予定期日(注9)

(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法(注10)

(3) 無線従事者の配置方針

ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数(注11)

イ 将来的な無線従事者の確保の方法

(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項(注12)

注1 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。

2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局によって無線通信業務を行うこととしている区域以外の区域においても、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設指針に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。

3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。

なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

4 認定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。

なお、既に確保している無線設備の設置場所がある場合にあつては、それぞれ設置場所の住所を「何市何町」等のように併せて記載すること。

5 学術資料等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。

6 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。

7 無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載すること。送信設備の規模等に応じて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及びその数量についても記載すること。

8 別表第二号第1の26の欄のうち、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。

9 年月日を記載すること。

10 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。

(1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。

(2) 部内規定等がある場合において、部内規定等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。

11 既に無線従事者を有している場合にあつては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。

12 法第27条の12第2項第6号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。

13 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

【※参考(別表第五号の七の注8関係)】

別表第二号第 1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項書の様式(第 4 条、第 12 条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(表略)

27 26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する口にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその 株式数	増資予定の期日、額及びその株 式数	増資後の資本の額及びその株 式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びそ の額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工業費	千円	
創業費		
その他		
合計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに外国人等の占める議決権(間接に占めるものを含む。)がある場合には、イの様式に記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

フリガナ	住所	職業	総議決権に対する比率	備考
氏名又は名称				
			%	

(注1) 総議決権に対する比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株) (代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

イ (略)

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	役名	担当部門	兼職	備考

氏名					

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(14) 別紙(15)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(15) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業	事業 収支	基幹放 送の業 務を行 う事業

		の収支		の収支		の収支		の収支		の収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
放送受託費(放送局設備供給役務料)										
その他										
2 売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益(1-2)										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益(3-4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益(5+(6-7))										
備考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。

地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行う実用化試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

(注4) 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送局の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注5) 放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載する。

なお、自己の申請とは異なる認定基幹放送事業者から同様の収入見込みがある場合は、当該収入見込み総額を記載の上、下段に自己の申請に係る認定基幹放送事業者及びその他の者ごとに放送受託費の内訳をそれぞれ記載すること。

(注6) 次の書類を添付すること(地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

ア 放送料表

イ 最近の決算期における計算書類(施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。)

ウ その他参考となる書類

(注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載すること。

(注8) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、当該基幹放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。また、再免許の申請の場合にあつては、直前の決算期に係る計算書類をもつて代えることができる。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 収益

区分	1週間平均の回数	単価	1週間平均の収入	1年間の収入
(記載例)	回	千円	千円	千円
放送料				
Aタイム 30分				
15分				
Bタイム 30分				
15分				
Aスポット				
Bスポット				

(注1) アの表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、売上高のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(注3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、適宜の様式により記載すること。

(イ) 費用

科目	金額	根拠
	千円	

(注1) (ア)の注に準じて記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を()
で再掲すること。

○九九 MHz を超え一〇八 MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針 (平成二十五年総務省告示第四百五十五号)

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

平成二十五年十二月十日

総務大臣 新藤 義孝

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四章第二節の八の二に規定する技術基準に係る無線設備を使用して放送局設備供給役務（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務をいう。以下同じ。）の提供を行う放送局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

- 1 当該特定基地局に使用させることとする周波数は、九九MHzを超え一〇八MHz以下の周波数とする。
- 2 前号に規定する周波数を当該特定基地局に使用することができる区域は、次に掲げる区域とする。
 - (一) 九九MHzを超え一〇三・五MHz以下の周波数にあつては、東北広域圏（基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第三の1の(一)エにおける区域をいう。以下同じ。）、東海・北陸広域圏（同(一)カにおける区域をいう。以下同じ。）及び中国・四国広域圏（同(一)キにおける区域をいう。以下同じ。）
 - (二) 一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数にあつては、近畿広域圏（基幹放送普及計画第三の1の(一)ウにおける区域をいう。以下同じ。）、関東・甲信越広域圏（同(一)オにおける区域をいう。以下同じ。）、九州・沖縄広域圏（同(一)クにおける区域をいう。以下同じ。）及び北海道

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

- 1 当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、前項第二号に規定する区域の世帯カバー率（当該区域の世帯数（平成二十二年の国勢調査の結果による世帯数とする。以下同じ。）のうち占める当該特定基地局の放送区域内の世帯数の割合をいう。以下「放送対象地域における世帯カバー率」という。）が、近畿広域圏及び関東・甲信越広域圏においては百分の八十以上、東海・北陸広域圏、九州・沖縄広域圏及び北海道においては百分の七十以上、東北広域圏及び中国・四国広域圏においては百分の六十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。
- 2 当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、前項第二号に規定する区域に含まれる都府県ごとの世帯カバー率（一の都府県の区域内の世帯数のうち占める当該区域に係る当該特定基地局の放送区域内の世帯数の割合をいう。以下同じ。）が百分の五十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。
- 3 当該特定基地局を配置し、開設する者は、開設計画の認定の日から五年以内に、前項第二号に規定する区域の駅カバー率（北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社がそれぞれ平成

二十五年三月末日現在において定める旅客営業規則において幹線として規定する路線の駅並びに小田急電鉄株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京王電鉄株式会社、京成電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社、相模鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、東京急行電鉄株式会社、東武鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社がそれぞれ運行する鉄道及び軌道の路線の駅（以下この号において「鉄道駅」と総称する。）の総数のうちに占める当該特定基地局の放送区域内の鉄道駅の数の割合をいう。以下同じ。）及び道路施設カバー率（高速自動車国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第一号の高速自動車国道をいう。）のサービスエリア及びパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第十一条第二号に規定する施設をいう。以下同じ。）の総数のうちに占める当該特定基地局の放送区域内のサービスエリア及びパーキングエリアの数の割合をいう。以下同じ。）が百分の五十以上になるように当該特定基地局を配置し、開設しなければならない。

4 当該特定基地局を配置し、開設する者は、前項第二号に規定する区域において、当該特定基地局により行われる放送があまねく受信できるように努めるものとする。

四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
当該特定基地局を配置し、開設する者は、第二項第二号に規定する区域における当該特定基地局の全てにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信しなければならない。

五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1 当該特定基地局は、次に掲げる場合に開設されるものとする。

(一) 第二項第一号に規定する周波数のみを使用する当該特定基地局を開設する場合

(二) 第二項第一号に規定する周波数と当該周波数とは異なる周波数とを併せて使用する当該特定基地局を開設する場合

(三) 既に開設している無線局について第二項第一号に規定する周波数の追加又は当該周波数への変更に係る周波数の指定の変更を受ける場合

2 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

(一) 申請することができる周波数の帯域幅は四・五MHzとし、セグメント数は九とする。

(二) 開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に規定するところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

3 開設計画の認定は、第二項第二号に規定する区域において、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。なお、同条第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

(一) 申請者が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

- (二) 申請者が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員（組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）ではないこと。
 - (三) 申請者が法人又は団体である場合にあつては、その役員が当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。
 - (四) 申請者が法人又は団体である場合にあつては、申請者が議決権の三分の一以上を保有する者（一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者を当該一の者が議決権の三分の一以上を保有する者と順次みなした場合に申請者が議決権の三分の一以上を保有する者に該当することとなる者を含む。）、申請者の議決権の三分の一以上を保有する者（一の者の議決権の三分の一以上を保有する者の議決権の三分の一以上を保有する者を当該一の者の議決権の三分の一以上を保有する者と順次みなした場合に申請者の議決権の三分の一以上を保有する者に該当することとなる者を含む。）及び申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（申請者を除く。）が、当該申請に係る第二項第二号に規定する区域において本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。
- 4 本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

別表第一 開設計画に記載すべき事項

一 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項

1 次に掲げる事項の今後の計画

- (一) 第二項第二号に規定する区域及びその区域に含まれる都府県ごとの当該特定基地局の毎年度ごとの開設数並びにそれぞれの設置場所及び空中線電力
- (二) 毎年度ごとの放送対象地域における世帯カバー率及び都府県ごとの世帯カバー率
- (三) 第二項第二号に規定する区域の毎年度ごとの駅カバー率及び道路施設カバー率

2 第三項第四号に関する事項に係る計画

二 受信設備の普及に関する事項

当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための取組の実績又は今後の計画

三 放送局設備供給役務の提供に関する事項

1 次に掲げる事項の設定に関する今後の計画

- (一) 放送局設備供給役務の料金
- (二) 放送局設備供給役務の提供に関する契約の締結及び解除に関する事項
- (三) 放送局設備供給役務の提供の停止に関する事項
- (四) 基幹放送局提供事業者（放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者をいう。）及び認定基幹放送事業者（同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。）の責任に関する事項
- (五) 認定基幹放送事業者に課する義務に関する事項

2 認定基幹放送事業者が行う基幹放送（放送法第二条第二号に規定する基幹放送をいう。以下同じ。）

の業務の円滑な運営のための取組に関する実績又は今後の計画

四 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

1 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力に関する事項

- (一) 当該特定基地局の無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の確保に関する実績又は今後の計画
- (二) 当該特定基地局の設置場所の確保に関する実績又は今後の計画
- (三) 当該特定基地局の開設に関する地域住民の合意形成に向けた取組の実績又は今後の計画
- (四) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に障害を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該障害の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該障害を防止し、又は解消するための方法その他の有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する取組の実績又は今後の計画
- (五) 受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送を行う地上基幹放送（放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）の受信設備に作用することにより発生する地上基幹放送の受信障害（以下「ブースター障害等」という。）を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績又は今後の計画
- (六) 当該特定基地局の円滑な整備のための工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する実績又は今後の計画

2 財務的基礎に関する事項

- (一) 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における収益の見通し及びその根拠
- (二) 業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における費用の見通し及びその根拠
- (三) 開設計画に基づく事業に必要な資金の確保（出資、借入れ、リース等）に関する計画
- (四) 申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の(三)の計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類

3 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

- (一) 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化の活動等の実績
- (二) 電気通信設備の設置、運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する実績又は今後の計画

4 法令遵守その他の業務執行体制の整備に関する事項

- (一) 法令遵守のための体制の整備に関する実績又は今後の計画（法令遵守に係る社内規程等がある場合は、別紙により添付すること。）
- (二) 個人情報保護のための体制の整備に関する実績又は今後の計画（個人情報保護に係る社内規程等がある場合は、別紙により添付すること。）

五 混信等の防止に関する事項

無線設備へのフィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施等による干渉の改善の計画

六 電波の能率的な利用の確保に関する事項

第二項第二号に規定する区域における当該特定基地局の全てにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するための計画その他の電波の能率的な利用を確保するための計画

七 その他

一から六までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績又は今後の計画

別表第二 開設計画の認定の要件

一 開設計画の適切性及び計画実施の確実性

1 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項

(一) 第三項第一号から第三号までの要件を満たし、広範な地域において本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための合理的かつ具体的な当該特定基地局の整備計画を有していること。

(二) 第三項第四号の要件を満たす旨の当該特定基地局の整備計画を有していること。

2 受信設備の普及に関する事項

当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること。

3 放送局設備供給役務の提供に関する事項

放送局設備供給役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれることその他認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること。

4 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

(一) 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力を有していること。

(二) 当該特定基地局の運用による放送局設備供給役務の提供を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。

(三) 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。

(四) 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。

(五) 関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。

(六) 電波法、放送法その他の関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。

二 混信等の防止

1 既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。

2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。

三 電波の能率的な利用の確保

第四項に掲げる要件を満たすことその他電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること。

四 その他

一から三までのほか、当該特定基地局を開設して放送局設備供給役務の提供を行うことが放送の普及及び健全な発達に寄与すること。

別表第三 開設計画の認定の比較審査基準

一 開設計画の適切性及び計画実施の確実性

1 本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項

より広範な地域においてより早期に本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための当該特定基地局の整備計画を有していること。

2 受信設備の普及に関する事項

当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を第二項第二号に規定する区域において住民に普及させるための計画の内容がより充実していること。

3 放送局設備供給役務の提供に関する事項

認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務の円滑な運営のための取組に関する計画の内容がより充実していること。

4 開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

(一) 開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力がより充実していること。

(二) 当該特定基地局の運用による放送局設備供給役務の提供を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること。

(三) 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること。

(四) 電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実していること。

(五) 電波法、放送法その他の関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること。

二 混信等の防止

1 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するためのより優れた技術を導入することとしていること。

2 既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策がより充実していること。

三 電波の能率的な利用の確保

電波の能率的な利用を確保するための計画の内容がより充実していること。

四 その他

一から三までのほか、当該特定基地局を開設して放送局設備供給役務の提供を行うことが、放送の普及及び健全な発達により寄与すること。